

保育施設整備の取り組みについてお知らせします



# 9がなみ



支えあい共につくる  
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1  
区の代表電話 3312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通) http://www.city.suginami.tokyo.jp/

## 保育施設を計画的に整備し高まる保育需要に応えます

保育需要の高まりに対応するため、現在、改定作業を進めている「杉並区実行計画」「杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」に、保育施設を29年度から31年度までの3年間で合計3000名規模で整備する計画を盛り込みました。現在、「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」を行っていますので、改定案をご覧ください。お問い合わせは、杉並区役所 待機児童解消緊急対策本部(保健福祉部保育課内)へ。

就学前児童人口  
(1月1日現在)

23年 2万1698人

5年間で  
2956人増

28年 2万4654人

※出典=「杉並区人口統計」

就学前児童人口の増加

区内の就学前児童人口は増加傾向にあります。

働く女性の増加

都の調査によると、特に20歳代後半から30歳代前半の就労する女性が増加しています。

20歳代後半～30歳代前半の女性の就業率

21年平均 69.9%

6年間で  
5.9ポイント上昇

27年平均 75.8%

※出典=東京都「労働力調査結果」

今後も、保育需要は高まります

保育需要が高まる中、待機児童ゼロを達成していくためには、大規模な施設整備を継続していく必要があります。

区立施設の再編整備で生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産の有効活用、国家戦略特区制度の活用や保育事業者が自ら土地・建物を確保して開設を提案する手法など、さまざまな方法で区民ニーズの高い認可保育所を核とした保育施設を整備します。

### 計画改定案の内容

#### ①区立施設を活用した整備

活用する区立施設	開設予定	活用の方法
和田中学校	30年度	敷地の一部を分割し、整備
下高永福会議室	31年度	会議室の廃止後、既存建物を解体し、整備
杉並保育園(移転改築後の既存建物)		現施設を移転改築した後、既存建物を大規模リフォームして活用
旧若杉小学校		すでに活用している既存西校舎に加え、北校舎を活用して整備
旧永福南小学校	32年度	校舎東側を解体・撤去の上、敷地の一部を分割し、整備
阿佐谷北保育園(移転改築後の既存建物)		現施設を移転改築した後、既存建物を大規模リフォームして活用
清杏中通会議室		会議室の廃止後、既存建物を活用して整備
成田西子供園(移転改築後の既存建物)		現施設を移転改築した後、既存建物を大規模リフォームして活用

#### ②国有地を活用した整備

用地	開設予定	活用の方法
下井草一丁目用地	30年度	阿佐谷北保育園の移転改築に活用
高円寺北一丁目用地		区が定期借地権を取得し、用地を民間事業者に出し
梅里二丁目用地		馬橋保育園改築中の仮設園舎として活用。その後、杉並保育園の移転先とする
高井戸東四丁目用地		区が定期借地権を取得し、用地を民間事業者に出し(認知症高齢者グループホームと併設)

#### ③国家戦略特区の活用による都市公園への整備

候補地	国家戦略特区とは?
和田堀公園(都立)	国家戦略特別区域法に基づき、一定の基準を満たす場合、都市公園の管理者が公園内の保育施設運営を許可できること。

#### ④保育事業者からの開設提案等

保育事業者が自ら土地・建物を確保して、保育所の開設を提案する。

①～④の取り組みにより

### 29～31年度の認可保育所整備計画数

29年度整備(30年度開設)  
新設(私立園)11園  
定員数1000名規模

+

30年度整備(31年度開設)  
新設(私立園)12園  
定員数1000名規模

+

31年度整備(32年度開設)  
新設(私立園)11園  
定員数1000名規模

=

3カ年合計  
新設(私立園)34園  
定員数3000名規模

※定員数は定期利用保育等を含む。

### ご意見をお寄せください

「杉並区実行計画」「杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」の改定案の詳細は、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」)のほか、右記の閲覧場所でご覧いただけます(各閲覧日の休業日を除く)。

- ①ハガキ・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、9月30日(必着)までに企画課FAX3312-9912☒KIKAKU-K@city.suginami.lg.jp。
- ②ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名)を記入してください。

- ③区ホームページからご意見を書き込むこともできます。
- ④いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」などで公表する予定です。
- 【閲覧期間】9月30日(金)まで
- 【閲覧場所】企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所、図書館

# 『待機児童ゼロ』のまちへ これまでの区の実績

区では、待機児童の解消を区政の最重要課題の一つに位置付けて取り組んできました。ここでは、20年度からの取り組み内容をまとめました。

表1 認可保育所の新規整備数

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
0	0	1	1	1	8	12	7	18 (予定)

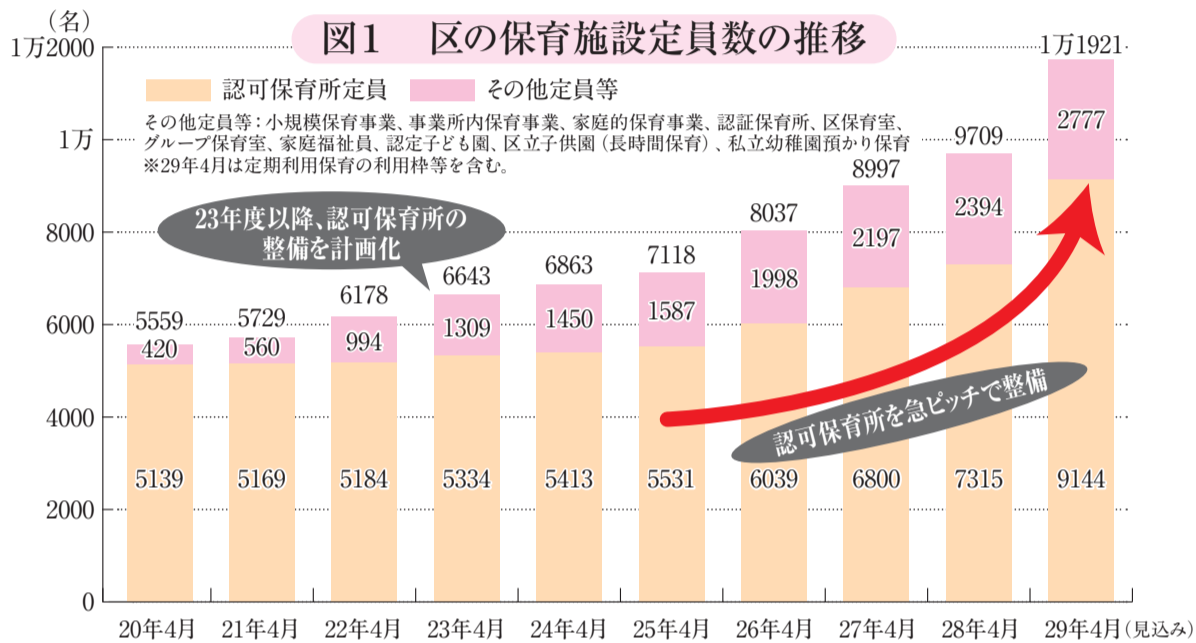
※施設数は分園および  
休園を含む。

22年4月の  
施設数58所

22~28年度7年間の整備数**48所**(予定)

29年4月の施設数  
106所(予定)

区では25年度から認可保育所の整備が本格化しました。順調に整備が進めば、29年4月の施設数は、22年4月の施設数(58所)の約1.8倍となる、106所となる予定です。



25年度から認可保育所の整備が本格化したというけど、27年度は整備のペースが落ちているのはなぜ? (表1)



27年度は、13施設の整備を計画していましたが、保育事業者からの提案による整備が少なく、結果として7施設の整備に留まりました。その理由は、都市部では多くの自治体が保育所増設に取り組む中、住宅地である杉並区に、保育事業者自らが保育所に適した土地・建物を探し出すことがとても難しくなっているからです。だからこそ区は、区立施設も含めた公有地を保育業者に貸し付ける手法をこれまで以上に積極的に用いて、より確実な整備を進めていきます。

23年度から認可保育所の整備を計画したようだけど、23・24年度は認可保育所の定員があまり増えてないみたいだよ。どうして? (図1)



計画から認可保育所の開設までには、計画～設計に1年、建設～開設準備に1年と通常のやり方だと2年くらいかかります。そこで、その間は、急増する保育需要に対応するため、小規模保育事業所などを含めた整備を可能な限り進め、23年度と24年度の2年間では保育施設定員数全体で475名分を確保しました。

以前(5~6年前)、近くにあった国有地が空き地になっていたんだけど、どうしてその土地に保育所を整備しなかったのかな?



22年度以前の一定の期間は、区として認可保育所を整備する方針がなかったこともあり保育所の整備を見送りました。しかし、その後は、土地の立地や面積が保育所に適している場合、積極的に国有地を活用しており、現在も6カ所の国有地を活用した整備が進行中です。

民間の空き地や空き家もどんどん買い取って保育所を作ればいいんじゃないの?



上高井戸や荻窪、成田東に作った保育所では民有地を購入し、事業者に貸して整備した例もあります。一方、民有地を購入するにはたくさんのお金がかかります。そこで、できるだけ費用負担を抑えながら確実に施設を増やしていくために、区有地の活用を含めてさまざまな方法で整備を行っています。

## 認可保育所の整備を中心に定員の増加を図っています

認可保育所は、卒園まで同じ保育園で過ごすことができることなどから、ニーズが高い保育施設です。保育需要が高まる中、一定規模の保育定員を確保するためにも、認可保育所を核とした整備が有効です。

## 「地域バランス、考えてるの?」

区民の方から、今年度の保育施設整備に対してお寄せいただいた声の一つです。

単年度で見ると、整備数が少ない地域もありますが、これまでの整備状況全体で見ると図2のような分布になっています。

もちろん、保育施設の整備は今年度で終わりではありません。保育需要に応じ、今後も各地域に整備を続けていきます。

図2 区内保育施設の分布

29年4月予定  
(ただし、「その他、小規模保育事業所等」は、区立施設活用施設を除き28年4月現在)



●: 認可保育所(106所)  
●: その他、小規模保育事業所等(95所)

## 23区の取り組み 待機児童対策のさらなる推進を国に要望しました(28年8月)

待機児童対策は、自治体の保育所行政だけでなく、育児休業制度などの労働政策や働き方全般の問題に対する取り組みが重要です。そのため、23区の区長で組織する特別区長会では、待機児童対策がさらに充実したものとなるよう、厚生労働大臣に緊急要望書を提出しました。

- 育児休業制度導入の義務化など、育児休業制度の見直し
- 短時間勤務、在宅勤務、ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入や事業者に対する支援の充実
- 1歳児未満の児童の保護者を就労させる際、その児童の保育に対する事業者の責任分担を大きくし、これを支援する制度の創設
- 在宅で育児を行う保護者に対する支援策の充実 など

